

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成21年7月13日(月)最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科教授) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
審議対象期間	平成20年10月1日~平成21年3月31日
契約の現状等の説明	1 平成20年度下半期における契約の状況 2 前回審議案件(1者入札)の改善状況 3 平成21年度当初における随意契約等の見直し状況の概要
個別審議案件 (2件)	契約件名:最高裁判所庁舎受変電設備等点検整備 契約金額:2,940,000円 契約締結日:平成20年10月27日 契約方式:一般競争入札 契約庁:最高裁判所
	契約件名:守衛被服等の購入 契約金額:13,842,223円 契約締結日:平成20年10月16日 契約方式:一般競争入札 契約庁:最高裁判所
次回抽出委員の指定	深山委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問,それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p><b>1 前回審議案件（1者入札）の改善状況</b></p> <p>・ 司法研修所設備運転管理等についての参加条件の見直し内容は、どのようなものか。</p> <p>・ 参加条件を緩和したにもかかわらず、エレベーター関係については今回も1者入札であったのはなぜだと考えるか。</p> <p>・ メーカーがそのような点検マニュアル等を公開した場合、独立系の業者が参入しやすくなるのか。</p> <p><b>2 平成21年度当初における随意契約等の見直し状況の概要</b></p> <p>・ 録音反訳業務委託契約について、競争入札を行ったことで調達単価が大きく下がったこと自体は良いのであろうが、総合的に考えると悩ましい問題である。</p>	<p>・ 平成20年度までは、契約上の義務違反があると、国の業務に著しく支障を来すおそれがあることから、実績のある信用確実な者を競争に参加させることを目的として、国や地方公共団体等の公共機関との間で1年以上の期間において当庁と同規模の庁舎の設備関係の保守業務を元請けした実績を求めているが、平成21年度からは、信用確実な者であるとの条件は維持しながらも、広く業者が参加できるという公平性を考え、参加者の門戸を広げる意味で、公共機関における実績という縛りを外した。</p> <p>・ 先日の新聞報道において、一般的にはこれまでメーカーから十分な点検マニュアルが保守業者まで渡っていない状況にあったと紹介されており、独立系業者がこれまで参入しようとしてこなかった背景事情の一つではないかと思われる。</p> <p>・ 点検しやすくなるということにはなるかと思う。</p>

通常録音反訳（以下「通常録反」という。）と音声認識システムの認識結果を利用した録音反訳（以下「音声認識録反」という。）の調達方法として分離調達か一括調達かについては、音声認識録反の仕事の性格から見ると、分離しておいた方が、体力のない業者には選択の余地がある。競争入札を実施していく場合には、できるだけ業者は多くいた方が事務的には良いと思う。

・録音反訳業務委託契約について、音声認識録反で業者が必ずしも適正と言えないような安価な入札を行ったとのことだが、適正な価格という意味では、通常録反と音声認識録反とを一括調達にした方がバランスがとれるような気がしなくもないので、次年度は一括調達でやってみたらどうか。従前のように各裁判所で調達していたのが、最高裁で一括調達するようになったのであるから、地方の小さな業者が落札できなくなってくるのは、競争入札である以上、仕方がないのではないか。

### 3 個別審議案件

#### (1) 最高裁判所庁舎受変電設備等点検整備

・特別高圧の点検ができる業者は、ある程度限られるのか。可能性としてどのくらい手を上げる可能性が潜在的にあるのか。

・保守点検は1年の終わりの方に実施するのが恒例なのか。時期的な前倒しはできないのか。

・以上の御意見を参考にして、調達方法を検討させていただきたい。

・見積もりを募る業者には、契約業者以外に3者ほどある。また、今回の入札を見送った業者も含めると、数者はあるのではないかと思われる。

・点検のため停電にすると、全国的にシステムが停止してしまう事情もあり、各局課の日程調整を行う必要があるため、秋以降から年度末までで調整されているのが現状であり、早めの入札を行うことは難しいのではないかと

・次年度が1者入札とならないための対策は、どうするのか。

・知っている業者に声掛けをして、案内すること自体は支障ないと思われる。

## (2) 守衛被服等の購入

・品質証明書の提出が不要であれば応札しやすいと思うが、法律等で決められているのか。

・もう少し手続を簡単にできないのか。

・受注業者は、毎年同じ業者か。

考えている。

・市場価格調査を行う際、裁判所と同種の契約を締結している業者に対し、見積もり提出の協力を依頼しているが、許容されるのであれば、その際、入札参加の声掛けもしたいと考えている。

・法律等に定めがある訳ではないが、制服の類は、毎年納入業者によって色合いや風合いが違うことを避けなければならないため、他省庁と同様に、入札前において、落札後に納品する生地について、第三者の検査機関による証明書を提出させている。

・証明書にかなり手数料がかかり、業者の費用負担となる事情もあるので、数量の多いものは証明書を要求しているが、10着未満の比較的数量が少ないものについては、メーカーによる出荷証明で代えることを許容している。

・そうである。被服の場合、型抜きで縫製をするため、1度作って型を持っている業者の方がどうしても強いということがある。業者からの情報では、調達規模の大きい他省庁ではそれ相応の入札参加者があるようであるが、裁判所の調達数を見ると、業者としては採算に合わない判断するようである。

過去には何者が参入した経緯もある

ので、業者側へのリサーチや声掛けをして、参加業者を増やすよう努力したい。